

幌延町安全で安心なまちづくりを進めます



平成21年4月1日に施行された「幌延町まちづくり基本条例」の第32条に規定する、安全安心なまちづくり推進に必要事項を定めた「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」が議会で議決され、平成21年12月11日に施行されました。

自らの安全は自らが守るという意識を基本とし、それぞれの適切な役割分担により、連携・協力して安全で安心なまちづくりを推進していくことを基本理念としています。

それぞれの役割分担としては、町はさまざまな機関等と協働し、総合的な施策の推進や情報提供、助言などを行います。

町民は、自らの安全は自らが守るよう努め、地域社会の一員として、安全で安心なまちづくりについて自主的に活動し、協力するものとします。

地域活動団体（町内会、ボランティア団体等）は、地域の安全は地域で守るという連帯意識を高め、連携・協力して安全で安心なまちづくりへの自主的な活動を推進し、まちづくりに協力するよう努めるものとします。



事業者等は、地域社会の一員として町及び関係行政機関が実施する安全で安心なまちづくりに協力し、所有又は管理する土地、建物等の適正管理をするともに、従業員、職員に対し安全で安心なまちづくりのために必要な知識や技術を修得させるよう努めるものとします。

基本的施策

基本的には、防災対策と防犯対策、児童等の安全確保、青少年の健全育成の4つが柱となります。

防災対策としては、防災に関する知識の普及等防災意識の高揚を図ります。また、道路、河川、公園等の基盤施設の整備、公共施設の耐震化など、災害に強いまちづくりを行っていきます。なお、これらについては、「幌延町地域防災計画」の全面修正などを行い、実施しています。

防犯対策としては、町民等に対する地域安全に関する情報の提供、自主防犯活動の促進、道路や公園、公衆便所等の公共施設の整備及び管理、空地空家の適正

例えば

最近あちこちで実践されてきているのが、「安全マップ」作りです。親や地域の大人が、子どもと一緒に歩きながら、「入りやすく見えにくい場所」や『子ども110番の家』などを確認し、地図を作っていくことで、子どもにも防犯力をつけるとともに、子どもの行動範囲を大人が把握し、地域ぐるみで見守ることができま



な管理などに努めることとしていきます。

児童等の安全の確保では、学校等及び通学路等における児童等の安全の確保